

平成 30 年度第 3 回庄内町文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 31 年 3 月 25 日（月） 13 時 30 分～16 時 10 分
- 2 開催場所 立川庁舎三階 第三会議室
- 3 出席委員 長南敬之、菅原昭治、柳川泰善、佐藤俊寛、坂本慶治、小野寺裕、菅原昇
渡部厚生、大滝成紀、志田重一
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 社会教育課長、社会教育課課長補佐兼文化スポーツ推進係長
文化スポーツ推進係主任

.....
進行：社会教育課長

1 開 会 社会教育課長

2 会長あいさつ

3 報告

(1) 平成 30 年度文化財保護関係事業（報告）について

《資料により事務局説明》

【会 長】 事務局より説明のあった内容について、意見等はないか。

【委 員】 なし

(2) 指定文化財候補物件調査について

【会 長】 最初に、前回審議会において確認事項があったので報告する。町指定文化財の百万塔陀羅尼について、当該文化財は無垢浄光大陀羅尼経というお経で 6 種類の陀羅尼があるが、そのうち 4 種類が印刷されている。その 4 種類のうちの 1 つである「自心印陀羅尼」が本町の百万塔陀羅尼である。全文を表記しているが、漢文となっている。

次に、以前朝日新聞に掲載されていた文化財の所在不明について、時が経つにつれ散逸したり所有者が変わったり、所有者が不明であったりとする場合があり、行政でも把握できない状況にあるとのことであった。

《資料「平成 30 年度文化財調査報告書（財団法人清河八郎記念館所蔵品目録作成調査）報告書により会長説明》

【会 長】 清河八郎の書簡 4 通、熊三郎から山岡鐵太郎宛 1 通でこの書簡は平成 30 年 11 月の明治維新 150 年記念事業フォーラムの際に東京都の全生庵から寄贈されたものである。その他探索書（密書）1 通の全 6 通について調査解説を行った。

一つ目の清河八郎書簡 一月二日付け 三井弥吉宛については、母方の実家に宛てた年賀状のような内容であった。

次に、清河八郎 探索書については、この書簡は密書であり、虎尾の会が以前から取締りの対象になっていたのではないかと推測される。今後、清河八郎を研究する上で重要な資料である。

次に、清河八郎書簡 安政元年二月二九日付け 畑田安右衛門宛については、八郎が江戸に帰ってきて日本の状況を長々と書いている。また、以前から「清河八郎」と改名することについて、畑田と相談していたことが伺える。改名に関しては、実家に戻ってきたときなどにも父親とも相談していた経緯がある。

次に、清河八郎書簡 蔓延一年三月二六日付け 金子与三郎宛については、八郎は、三月二六日に新潟で会う約束をしているが二五日に二本松にいるとなっている。距離的に不可能な移動ではないかと考えていたが、上山の松平藩には新潟の飛び地があったため、可能であったことがわかった。

次に、清河八郎書簡 安政四年六月二一日付け 治兵衛・父宛については、安政四年四月に仙台からお連や熊三郎を連れて江戸に上っているがその直後の書簡である。庄内には、金工でとても優れた人が多いと言われており、金細工で有名な後藤一乗に弟子入りした庄内から船田一琴という名工がいることを伝えている。

次に、齋藤誠明（熊三郎）書簡 明治一六年一二月二三日付け 山岡鐵太郎宛については、平成30年11月10日の明治維新150年記念事業フォーラムの開会行事において、東京都台東区の全生庵より清河八郎記念館へ寄贈されたものである。清河八郎の建碑のために依頼した石碑文の催促をする内容である。文面を確認するとかなり尊敬の念をいただいている様子が伺える。その後、石碑文は明治19年に送られてきた。碑は、明治21年にできた。

旧清川学校行在所所蔵品については、13件ある。明治天皇が、明治14年9月23日から26日に出立するまでの行在所に関わる所蔵品だけではなく、清川学校や清川口合戦の資料等があったので一緒に調査したことを報告する。

1. 清川学校・東田川中学校 棟上げ札は、大変貴重なものである。明治十三年七月十四日と日付が記されており、月山出羽湯殿山三神社 朱典 宮野鐵鐸謹書と書いてある。本人の自筆か確認を要する。

2. 清川尋常高等小學校 表札は、作者は不明である。

3. 清川学校 扁額（横額） 酒井忠篤（ただずみ）（庄内酒井家13代及び15代）揮毫は、本人の直筆である。

4. 源深流遠 扁額（横額）は、作者は不明である。

5. 江動月移石 扁額（横額） 金井之恭（ゆきやす） 明治天皇御順幸供奉員 内閣書記官揮毫は、添書に清川村齋藤宗明寄附と記されており、清川学校に寄附されたものであることがわかる。

6. 明治天皇巡幸 御下賜金包紙は、桐箱に収められているが、その箱は昭和34年9月吉日と製作年が記載されており、寄贈者、製作者は同じく箱へ記載されている。

7. 明治天皇巡幸御使用ギャマン（硝子）カップは、御下賜金包紙と同様に桐箱に収められているが、残念ながら1個は一部破損している。

8. 明治天皇御肖像（複製）は、表装の破損が目立つ。作者等は全て不明である。

9. 明治天皇巡幸本縣御通輦地圖は、天皇が秋田から新庄を通過して清川に来て、鶴岡・酒田へ行き再度清川に戻り内陸へ行っているが、休憩した箇所や宿泊した箇所の全てが記録されており、大変貴重な資料である。作成者は不明である。

10. 明治天皇巡幸従駕諸員の宿舎割は、44 軒に 408 名が宿泊している。この資料も大変貴重な資料である。

11. 清川行在所玉座紫幕用 白房は、幕の中央に取り付けられていたものである。

12. 明治天皇巡幸 櫃（ひつ）は、状態もよく展示等に向いている。

13. 戊辰戦争（清川口合戦） 鉛玉は、4 つ有り 6 番 7 番同様に桐箱箱に収められており、寄贈者等も同じである。製材所で切られた跡があり、やわらかかったのが分かる。

扁額は全て、痛みが激しいため早急に修復等を行ったほうが良いと考えられる。また、これらの財産はどこに所属となるのか。散逸しないように保管していただきたい。

(3) その他

【事務局】 特になし。

4 協議

(1) 町史資料集の刊行基準に関する内規について

《事務局説明》

【会 長】 事務局より説明のあった内容について、意見等はないか。

【委 員】 第 1 条において、「調査を通じて収集した」とあるが、収集方法も様々だと考えられるため「収集等をした」として幅を広げた方がいいのではないか。第 2 条第 2 項第 2 号「一集落の歴史の変遷に限られた場合」の表現について、旧立川町では瀬場集落、肝煎集落、旧余目町では本小野方集落が単独の町史を刊行している。そのため集落の文書も資料集であれば後世の方が調べる場合に参考になるのではないか。そのため、表現を「集落史に該当する場合」に変更してはどうか。

【副会長】 第 2 条第 2 項第 1 号の「個人情報にあたり」という部分であるが、郷土史家は、穢多、穉人等のことを語りたがらない傾向がある。その部分は、個人情報に当たると考えるが、歴史上の事実であるためそれを出さないということはいかかなものか。そのような事実を隠してしまうとなかなか研究が進まないと考える。

【事務局】 「個人情報」とは、盗みをしたとか人を殺めたなどを指すという認識であった。世の中に出てもよい情報であれば構わないと考える。

【会 長】 事務局の考えは特に賞罰の「罰」について、刊行内容としてふさわしくないのではないかという意見であり、委員の考えは歴史上の事実そのまま伝えたほうがよいという意見のようであるが、資料集を刊行する際は文化財保護審議会に意見を諮ることとなっており、また刊行計画を作成する中で意見のすり合わせは出来るものとする。

【委 員】 資料集を発刊する際は、一定の基準は必要であると考えますが、内容を個々に判断すべきである。文言は、標準的な表現でよいのではないか。

【会 長】 第 2 条第 1 項第 1 号の「地域の歴史の変遷及び特性を知る」となっているが、「特性」ではなく、「文化」とした方がよいと考える。

【委 員】 第 2 条第 1 項第 2 号の「本町のあゆみ」という表現であるが、その他では「変遷」

と使っているので統一させたほうがよいのではないか。また、第2条第2項第2号において、「公開することが望まれない場合」という表現を「ふさわしくない場合」に変更した方がよい考える。

【会 長】 これまで出た意見を事務局で検討していただきたい。

(2) 歴史資料の寄贈又は寄託に係る事務取扱基準に関する内規について

(3) 歴史資料寄託契約書について

《事務局説明》

【会 長】 事務局より説明のあった内容について、意見等はないか。

【委 員】 歴史資料寄託契約書の第3条の利用方法についての規定において、「展示及び閲覧等の一般公開に供することができる」となっているが、所有者の承諾はいらぬのか。また、第5条第1項の契約を変更又は解約しようとする場合「相当期間前に申し出て」とあるが、具体的にどの程度の期間を指しているのか。人によって尺度が違ふと思う。

【事務局】 第5条の件については、概ね1ヶ月程度と考えている。

【会 長】 第3条については、歴史資料寄託契約書を交わすことにより、所有者の許可なく一般公開することができるというものであると思うが。

【事務局】 そのとおりであり、寄託は調査研究並びに展示、閲覧等の一般公開をすることを了承してもらった上で行う行為のため、それを拒否する場合は、寄託を受けることが出来ないことになるが、その条文をきちんと内規に規定していないため、追加したい。

【委 員】 内規の第1条に「文化財保護法第2条に規定する有形文化財の寄贈又は寄託」とあるが同法第2条の条文を教えてください。

【事務局】 第2条は、文化財の定義を規定しているものであるが、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」と規定されている。

【委 員】 第2条第2項に「下記の条件に当てはまる」と規定されているが、「下記のいずれかの条件に当てはまる」と「いずれか」を入れた方がいいのではないか。このままでは、1号から5号まで全て当てはまらぬと採納しないという見方をする人もいるのではないか。また、同項第1号において、「維持管理費等が著しく、財政的な負担となる場合」とあるが、句読点があることによって文章が分かりづらぬので、句読点を取ったほうがよい。

【委 員】 寄贈、寄託する場合に書類のやり取りはあると思われるが、その文化財の写真の添付は求めぬのか。寄贈、寄託を受けた際の破損や汚れ等の状況も含め、写真で保存しておいた方がいいのではないか。

【会 長】 写真の添付は必須であろうと思う。また、歴史資料寄託契約書を交わす際に、歴史資料目録を作成することとなっているが、目録とは別に調査票として、製作年代や製作者等その他の情報も記載しておいた方がよい。今回、旧清川学校行在所所蔵品調査の調査票を参考に、内容を充実させてもらいたい。寄託を受ける段階で、目

録や調査票が作成済みであればそのままもらうことと、未整理という場合もあると思われるので、仮契約をして調査員を決め、きちんと目録を作成し調査をした上で寄託を受けるかどうかを判断するようにしないといけない。

【委員】 今後将来的に、書籍や古文書等がダンボールで大量に存在する場合もあるかと思うが、それが文化財かを確認する時間は相当かかる。そのため、仮契約を結ぶというのはいいことだと思う。

【委員】 以前、額をお借りして展示をした経験があるが、貸主から貸した時と返された時と現状が違うと言われたときがあった。借りた際に写真を撮っていたため、借りたときから壊れていたことが分かったということがあったので、必ず写真を撮影しておくことは必要である。古文書の場合は、全て写真に収めるのは大変であるため、契約書に現状が変わることがあるという一文を入れた方がいいのではないかな。

【会長】 昔と違いカメラの性能もよくなってきているので、どの場合であっても写真を撮っておくことは必要ではないかと思う。

【委員】 寄託・寄贈を受けるとしても、町としてそれらを収蔵するキャパはないのではないかな。図書館の整備に併せて収蔵庫の確保について考えていくようであるが、今後は、跡継ぎがおらず家にそのままの状態で放置されるケースや町に管理をお願いするといったケースが多くなると思う。教育委員会において、そのようなケースに全て対応するとなると、かなり大変なのではないか。文化財保護審議会の委員もその対応に当たらないといけないのか。その場合、かなり負担となるのではないかな。

【事務局】 教育委員会としても、現在収蔵する場所が確保できない、また、文化財の専門員がいない状況ではなかなか対応できず、預かったとしても専門知識がないため管理をしていくことともままならないと思う。そのため、受け入れるためには一定の基準が必要であると思われるので、今回内規を作ることとなった。しかし、中には文化的な価値がある場合もあると思うので、調査が必要である。識見のある方へ相談し、調査をしていかなければならないと思う。現段階では、職員体制や収蔵スペースを考えると受け入れは難しい。

【委員】 県内では、跡継ぎがおらず、骨董屋に一軒家全て片付けてくれとの依頼が増えているようである。そういった事例もあるようなので、庄内町でも今後ありうることはないかと思う。

【会長】 古文書の保管については、以前から話し合われてきたところであるが、事務局から事前に説明があった今後の図書館整備に併せて考えていくため、そう遠くないうちに解決できるのではないかと思う。保管体制や寄託・寄贈体制を考えながら、施設整備をしていってもらいたい、人の配置をしてもらいたいと考える。また、寄託や寄贈といった案件があった場合は、時間をかけて対応しなければならないと思う。所有者と十分な話し合いや審議会、教育委員会での協議を重ねて対応する必要がある。

【事務局】 図書館整備について、報告したい。平成 30 年度に図書館整備基本計画を策定し、11 月 28 日の教育委員会定例会にて正式に議決をいただき、その上で平成 31 年度の当初予算に基本設計と地質調査の委託料を予算要求し、3 月議会で予算が議決された。平成 31 年度に基本設計、平成 32 年度に実施設計、平成 33 年度に現在地で改築する予定で計画をしている。現在地での改築となるため、一度取り壊しを

し、今よりも大きくして建て替える予定である。それと併せて、内藤秀因水彩画記念館も一部改修をしたいと考えている。現在、第二、第三収蔵庫は空調設備がない。そこへは古い新聞紙や本が収蔵されているが、そこを改修してきちんと空調を整備したいと考えている。第二収蔵庫を古文書専用の保管場所として整備し、第三収蔵庫を内藤秀因画伯の常設展示場としたいと考えている。また、専門の調査員を配置したいと考えている。担当課としては、平成34年度の秋ごろに新図書館のオープンを考えている。専門員については、今後探していかなければならないと考えている。

【委員】 今の考えでは、何階建てになるのか。

【事務局】 2階建てを予定している。現在図書館の西側は芝生になっているが、そちらにも広げて1,500㎡以内と考えている。今の図書館は700㎡もない。

【委員】 講演などを聴けるような会議室があると使いやすい。

【事務局】 会議室という名称ではないが、様々な用途に活用できるように多目的室を考えている。

【会長】 図書館整備と併せて、古文書の保管についても考えていただいているようである。ぜひ、専門員を配置して、文化財保護審議会の委員の方々へ負担が掛らないようにしてもらいたい。また、専門員をサポートする職員体制の構築も必要である。

【委員】 寄託を受ける際に、書類等を作成するかと思うが、所有者と話した内容が分かるものをメモ紙でもいいので残しておいてもらいたい。その家に保管されている背景やルーツ、寄託をすることとなった要因等も分かっていたら、後に調べることがあった際に分かりやすい。

【会長】 歴史資料の寄贈又は寄託に係る事務取扱基準に関する内規や歴史資料寄託契約書については、内容を再考していただきたい。

(4) その他

【事務局】 特になし。

5 その他

(1) 平成31年度 第1回文化財保護審議会について

来年度については新体制となることから、後日決定したいと思う。

(2) その他

庄内町立図書館からのお知らせとして、収蔵庫の整備に伴い保管している古文書等を館外に移転しているため、閲覧を希望される場合は、事前に連絡をいただきたいとのことであった。

現在、ふるさと応援寄附金を募り第一収蔵庫の保存環境整備をしており、もうすぐ完了する予定である。

6 閉 会 社会教育課長